

平成31年3月22日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成30年度3月期）

総務省は、平成30年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月22日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

24,325百万円

2 現金交付

平成31年3月28日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：柴田理事官・黒田係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

平成30年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	563	526
2 青森	156	77
3 岩手	171	85
4 宮城	212	232
5 秋田	138	68
6 山形	187	93
7 福島	262	129
8 茨城	346	174
9 栃木	226	113
10 群馬	354	177
11 埼玉	777	515
12 千葉	588	390
13 東京	1,260	629
14 神奈川	600	840
15 新潟	198	191
16 富山	133	66
17 石川	137	69
18 福井	87	44
19 山梨	123	60
20 長野	306	149
21 岐阜	237	117
22 静岡	540	569
23 愛知	918	771
24 三重	206	103
25 滋賀	161	81
26 京都	187	229
27 大阪	815	822
28 兵庫	651	512
29 奈良	151	72
30 和歌山	100	49
31 鳥取	61	29
32 島根	87	43
33 岡山	193	201
34 広島	253	253
35 山口	173	86
36 徳島	108	53
37 香川	159	79
38 愛媛	160	80
39 高知	87	41
40 福岡	646	718
41 佐賀	177	88
42 長崎	175	88
43 熊本	159	174
44 大分	162	81
45 宮崎	232	115
46 鹿児島	252	125
47 沖縄	166	81
合計	14,038	10,287

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

